

事務所通信

2013 年 8 月号 No.98



(不動滝)

CONTENTS

- | | | | |
|---------------|----|----------------|----|
| ● 所長コメント | | ● 重大疾病 | P4 |
| … 経営計画書をつくる意義 | P1 | ● 税務Q&A | P5 |
| ● 消費税の中間申告 | P2 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P6 |
| ● 在職老齢年金 | P3 | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

経営計画書をつくる意義

加藤会計社の経営理念の第一に、「社員の幸せを追求し人間性を高める。」「①一生あなたと家族を守る」と書いてあります。一番大切なのは社員とその家族、2番目にはお客様の社員とその家族と言いつけています。そのために急成長ではなく、安定成長、階段を一段一段と登るような経営をしてきました。株式投資はやらない。本業以外やらない。凡人なので人の数倍働く。個人的にも質素な生活をする。自分で独創性を磨くよりも、成功者の言に耳を傾ける。すなわち、パクる。人格では人を引っ張れないので経営計画書を作成し、経営方針をトップが先頭に立って実践しています。実践している後姿を見せることによって全社員が価値観を共有して、明るく元気で使命感に燃える職場にして社員が安心して働ける会社になっています。多くの失敗が成長の糧となりました。

経営の判断ミスが会社をつぶします。経営者は多くの失敗をしています。社員も失敗をしますが経営者に比べたら大したことはありません。社員に対して教育は必要ですが、寛大であるべきと私は思います。多くの人に迷惑をかけ、助けられて今があるのですが、会計事務所として果たすべき役割は何かと考えたとき、それは社員の幸せとおお客様の幸せを通して社会貢献することではないでしょうか。一番困っている人は中小企業の社長と社員です。一番大変な思いをしている中小企業が良くなる方法とは何か。すべての中小企業が良くなる可能性のあるものは何か。それは**経営計画書**を作ることではないでしょうか。

経営者は**経営理念**を作り、**あるべき未来像**を掲げ、**方針**を打ち出し、全社員が**一丸体制**となって目標に向かって努力すれば会社は良くなります。また社員は自社で経営計画書を実践する姿をお客様に見てもらい、お客様が実践してよくなり、お客様に褒められたり、感謝の言葉をいただくことで、社員の人間性を高め、幸せになることができます。

経営理念の第二は「お客様に喜ばれ感謝される」です。「①原理原則にのっとった正しい経営をするように導く。」「②数字に強い経営者、幹部を育てる。」と続きます。上記の経営計画書を作成することによりこれが達成されると信じております。

「こなす仕事」をしていたのでは人生はつまらないものです。「取り組む仕事」をしてこそ夢を持ち、生き生きとした人生を送ることができます。そのために社員には多くの無理難題、苦勞を掛けると思いますが、苦勞を生きがいとして行こうではありませんか。



消費税の中間申告

税率引き上げにより納付する税額も相対的に増加し、納税資金の調達に窮する事業者も多いと思われることから、25年度の税制改正では、中間申告義務のない事業者であっても、年2回に分けて納税ができるよう、**任意の中間申告を行う制度が創設されました。**

I. 制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額（地方税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意に中間申告（年1回）を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間（※1）から、中間申告・納付（※2）することができることとされました。

※1 「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

※2 中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付することができます。

II. 適用開始時期

個人事業者の場合には平成27年分から、また、事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後に開始する課税期間（平成27年3月末決算分）から適用されます。

《改正前》

直前の課税期間の確定消費税額	中間申告回数
4800万円超	年11回
400万円超	年3回
48万円超	年1回
48万円以下	中間申告義務なし

《改正後》

直前の課税期間の確定消費税額	中間申告回数
4800万円超	年11回
400万円超	年3回
48万円超	年1回
48万円以下	任意の中間申告（年1回）が可能

留 意 事 項

◎任意の中間申告制度を適用した場合、6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付する必要があります。

※期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。

◎中間申告書とその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、任意の中間申告制度の適用をやめようとする旨を記載した届出書の提出があったものとみなされます。

※直前の課税期間の確定消費税額が48万円超の事業者（中間申告義務のある事業者）が中間申告書をその期限までに提出しない場合には、中間申告の提出があったものとみなすこととされていますが、任意の中間申告制度の場合、中間申告書の提出があったものとみなされません（中間納付することができないこととなります。）。

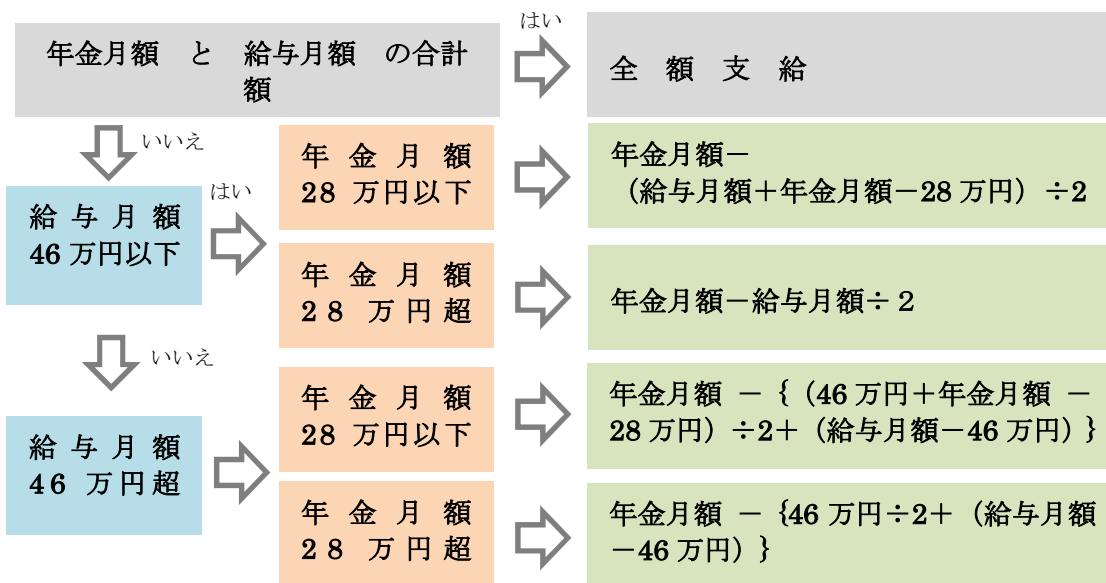
在職老齢年金

年金を受け取られる人が 60 歳以降も働いて厚生年金に加入していると、年金の一部または全額が支給停止される場合があります。これを『在職老齢年金』といいます。60 歳前半と 60 歳後半では支給停止の金額が異なります。

■ 60 歳から 65 歳未満の在職老齢年金の計算方法

- ・基本月額：加給年金額を除いた特別支給の老齢厚生年金の月額
- ・総報酬月額相当額：(その月の標準報酬月額)+(その月以前 1 年間の標準賞与額の合計)÷12

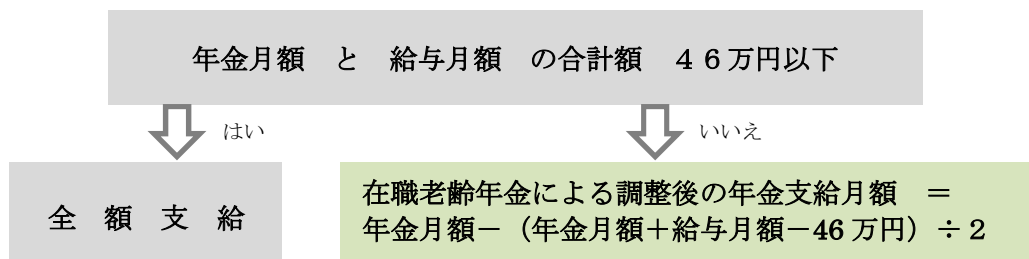
※図中では、**基本月額=年金月額** ・ **総報酬月額相当額=給与月額** と表します。



■ 65 歳以降の在職老齢年金の計算方法

- ・基本月額：加給年金額を除いた老齢厚生年金（報酬比例部分）の月額
 - ・総報酬月額相当額：(その月の標準報酬月額※)+(その月以前 1 年間の標準賞与額※の合計)÷12
- ※70 歳以上の方の場合には標準報酬月額に相当する額、標準賞与額に相当する額となります。

※図中では、**基本月額=年金月額** ・ **総報酬月額相当額=給与月額** と表します。



- 年金支給月額がマイナスになる場合は、老齢厚生年金（加給年金額を含む）は全額支給停止となります
- 昭和 12 年 4 月 1 日以前生まれの方は、調整対象ではありません。
- 老齢基礎年金および経過加算額は、全額支給となります。

重大疾病

経営者にとっての不測の事態は、万一の場合（死亡時）だけではありません。経営者の『疾病リスク』に対する『会社のそなえ』は万全ですか？例えば病気で長期療養を余儀なくされた場合や心筋梗塞・脳卒中などで倒れた場合など貴方の会社は大丈夫でしょうか？

現在、医療の発達により重大疾病（がん・心筋梗塞・脳卒中等）になっても早期発見であれば治せる時代。しかしながら重大疾病を患えば長期間治療をすることにより様々なリスクが取り巻いています。もう一度今ご加入の保険契約書を確認いただき下記のような保障が加入されているか再度ご確認ください。

○重大疾病リスク保険

＜重大疾病の総患者数＞

が ん	約 70万4千人（2007年に新たにがんと診断された方）
急性心筋梗塞	約 4万1千人（平成23年患者調査参考）
脳 卒 中	約111万2千人（平成23年患者調査参考）

＜重大疾病における企業リスク＞

- ① キーマン不在により営業成績が下がったり、あるいは休業しなくてはならない事態が発生し、著しく経営状態を悪化される恐れがあります。
- ② 経営者が長期間復帰が見込めない場合、取引先・銀行の信用関係が悪くなり運転資金・借入金返済などの資金繰りの交渉ができなくなる場合もあります。
- ③ また後継者がいない場合最悪会社を清算しなくてはならないケースもあります。債務（買掛金・借入金等）を支払うために一時的な資金が必要になる恐れがあります。

＜保険種類＞

1. 重大疾病保障保険

所定のがん（悪性新生物）に罹患したと診断確定された場合、急性心筋梗塞・脳卒中により所定の状態となったと診断された場合に、保険金（重度疾病保険金）を支払う保険です。

2. 上記1＋重大疾病治療給付（特約）

上記保障対象外となる比較的軽度な重大疾病（上皮内がん・皮膚がん等）も保障し、重大疾病治療給付金を支払う保険です。

上記保険は、大同生命保険で扱っているJタイプ保険を参考にご案内させて頂きました。各社重度疾病に対応している商品がありますので今一度保障内容をご確認をお願いします。

平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ & A

Q (施行日を含む1年間の役務提供を行う場合)

平成26年3月1日に、同日から1年間のコピー機械等のメンテナンス契約を締結するとともに、1年分のメンテナンス料を受領した場合、消費税法の適用関係はどのようになりますか。

A 役務の提供に係る資産の譲渡等の時期は、物の引渡しを要するものにあつてはその目的物の全部を完成して引き渡した日、物の引渡しを要しないものにあつてはその約した役務の全部を完了した日とされています（基通9-1-5）。

照会の役務の提供は、物の引渡しを要しないものですから、資産の譲渡等の時期は役務の全部を完了する日である平成27年2月28日となります。

したがって、施行日以後に行う課税資産の譲渡等となりますから、原則として新消費税法（新税率）が適用されます。ただし、契約又は慣行により、1年分の対価を収受することとしており、事業者が継続して当該対価を収受したときに収益に計上しているときは、施行日の前日（平成26年3月31日）までに収益に計上したものについて旧消費税法（旧税率）を適用して差し支えありません。

Q (施行日前後の返品等の取扱い)

販売商品の返品について、例えば、4月中に返品を受けた商品は、3月中の販売に対応するものとして処理している場合、平成26年4月中の返品については平成26年3月中の販売に対応するものとして、旧消費税法の規定に基づき売上げに係る対価の返還等に係る消費税額の計算を行って差し支えないですか。

A 施行日以前に行った商品の販売について、施行日以後に商品が返品され、対価の返還等をした場合には、旧消費税法の規定に基づき売上げに係る対価の返還等に係る消費税額の計算することとされています（改正法附則11）。

照会のように、合理的な方法により継続して返品等の処理を行っている場合には、事業者が継続している方法により、売上げに係る対価の返還等に係る消費税額を計算しても差し支えありません。

なお、このように取り扱う場合には、取引当事者間において取り交わす請求書等に適用税率を明記し、取引の相手方は当該請求書等に記載された税率により仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額を計算することとなります。

～ 国税庁HPより ～

研 修 予 定

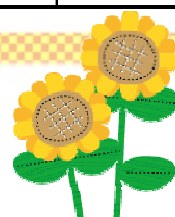
日 時	研 修 内 容	場 所	講 師	参 加 費
8月 26日 (月) 午後6時30分～	テルモ経営研究会 経営計画書作成マニュアルの解説 (前半)	加藤輝守税理士事務所 2F セミナールーム	税理士 加藤輝守	1,000円

加藤輝守税理士事務所は、中小企業経営力強化支援法に基づく

経営革新等支援機関に認定されました！！

経営革新等支援機関から支援を受けるメリットとして…

- ①信用保証協会の保証料の引き下げ ②低金利での融資制度 ③各種補助金制度
④商業・サービス業等投資減税制度 などが挙げられます。ぜひご活用ください。



お客様をご紹介ください

ご友人やお知り合いの方で、税務・会計でお困りの方、
企業経営について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介ください。

会社の広告お手伝いします

お客様の広告チラシ等がございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

◇◆◇ おもしろ雑学 ◇◆◇

風立ちぬ

ドイツ人役の声優スティーブンアルバートは歌を歌うシーンがあったがあまりにも音痴だったため宮崎監督がアルコールを勧めると歌の調子が良くなり、アルコールを摂りながら歌の収録をした。



某雑学HPより（担当：小林）



休日カレンダー



8月(葉月) August

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3 丸田、山田
4	5	6	7	8	9	10 原、青木
11	12	13	14	15	16	17 小林、村山
18	19	20	21	22	23	24 倉又、広川
25 テルモ経営研究会	26	27	28	29	30	31 伊藤、斉藤

・ 網掛けの日が当事務所の休日です。

(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

・ お盆も元気に営業しています！

8月の税務



8月12日	平成25年7月分源泉所得税・住民税の納付
9月2日	平成25年6月決算法人 法人税等・消費税確定申告・納付
	平成25年12月決算法人 法人税等・消費税中間・予定申告・納付
	平成26年3月、25年12月、9月決算法人の消費税の中間申告、納付
	個人事業税の第1期分の納付(都道府県の条例による)
	個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告
8月31日	8月決算法人で次期消費税の簡易課税制度の選択等の場合の諸届出

◆◆ あとがき ◆◆

学校も夏休みに入り、今年はどこに連れて行こうか・・・と思案しています。
お祭りや花火大会、遊園地などいいですが、糸魚川には素晴らしい自然がたくさんあります。子供達には、この時期にしかできない自然の遊びを満喫させたいと思います。暑さが続きますので、皆様体調を崩されませんように。

〈 丸 山 〉